

7. ベルギー

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

ベルギーでは、各地域（フランダース地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域）ごとに目標値が異なる。ワロン地域とブリュッセル首都圏地域では、住民 1 人当たりの最低回収量の目標を EU 指令の規定と同じ 4 キロと定めているのに対し、フランダース地域では 2007 年から 8.5 キロ（注）⁴と定めている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

所轄当局は、まず生産者と解決策を見出す努力を行う。場合によっては、問題の製品を市場から回収する。

話し合いで解決しない場合、『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する 1998 年 12 月 21 日法』や『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する 1991 年 7 月 14 日法』が適用され、下記のような罰則が課される。

- ・ 罰則規定に関する資料

健康省のホームページ

https://portal.health.fgov.be/portal/page?_pageid=56,15628540&_dad=portal&_schema=PORTAL

- ・ 『電気・電子製品中の危険な物質の予防に関する王令』

https://portal.health.fgov.be/pls/portal/docs/PAGE/INTERNET_PG/HOMEPAGE_MENU/MILIEU1_MENU/DUURZAMEPRODUCTIEENCONSUMPTIE1_MENU/ELECTRICALANDELECTRONICEQUIPMENT1_MENU/ELECTRICALANDELECTRONICEQUIPMENT1_DOCS/KB_12_OKTOBER_2004.PDF

⁴ URL で参照できるフランダース地域の法律の 3.5.3.条§1 の規定

<http://www.ovam.be/jahia/Jahia/cache/offonce/pid/176?actionReq=actionPubDetail&fileItem=1099>

- ・ 第5条

2005年8月13日以降に製品を上市する電気・電子製品(旧製品)のすべての生産者は、製品へのマーキングにより明確に特定できなくてはならない。また、製品の上市日を明確に特定できるようにするため、マーキングで製品が2005年8月13日以降に上市された(新製品)ことを明示する。

- ・ 第6条

5条に関するもの以外の本王令の規定への違反は、『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する1998年12月21日法』に従い調査・確認・追求され、罰せられる。

本王令の5条への違反は、『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する1991年7月14日法』に従い調査・確認・追求され、罰せられる。

- ・ 『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する1998年12月21日法』

<http://www.ejustice.just.fgov.be/loi/loi.htm>

- ・ 17条1項

禁止された製品あるいは危険とみなされる物質、調剤、殺生物剤に適用される本法律の規定に違反する者や、関連EU法規などに違反する者、故意に不正確な情報や文書を提出する者、検査官の訪問やサンプリング、製品の押収などを拒否する者などに、8日以上3年以下の禁固刑、または160ユーロ以上400万ユーロ以下の罰金刑が課される。人の安全や健康に具体的な危険があることを知りながら上記の違反行為を行う者に対する罰則は、禁固刑は最高8年間に、罰金刑は最高1,000万ユーロに引き上げられる。

- ・ 17条4項

国民健康や環境の保護のため、刑事法廷の判事は、以下のような措置を課することができる：

- ・ 違反の対象となる製品の輸出入の禁止
- ・ 違反の対象となる製品の市場からの回収
- ・ 罰則を課された者の費用での押収された製品の破棄
- ・ 不法に手に入れた資産の回収

- ・ 罰則を課された者の費用での判決の公示

繰り返し違反を犯す者に対しては、職業活動継続の不可能宣言、生産停止、違反の行われた施設の使用禁止といった措置が採られる。

- ・ 17bis 条

本法への違反が確認された時、担当係官は、違反者に警告を発し、違反に終止符を打つよう命ずる。違反が確認されてから 15 日以内に、違反を何時までに止めなければならぬか、警告を無視した場合には調書が作成され、検事に送付されることなどを記した警告書のオリジナルが送付される。

- ・ 18 条

検事は、国王が任命した公務員に自らの決定を通知するのに、調書を受け取ってから 3 カ月の期間を与えられる。

罰金額には、刑法上の罰金のための付加税が常に加算される。

- ・ 『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する 1991 年 7 月 14 日法』

http://economie.fgov.be/fr/binaries/0937_06_01_tcm326-81591.pdf

- ・ 101 条

本法に違反する行為が確認された場合、大臣あるいは権限を移譲された者が、違反行為を直ちに止めるよう違反者に警告を発することができる。

警告は、違反行為の確認から 3 週間以内に通知される。

- ・ 102 条

ラベル表示などの規則に違反する者には、250 ユーロ～1 万ユーロの罰金を課す。

- ・ 103 条

故意に違反を犯す者には、500～2 万ユーロの罰金を課す。

b. WEEE 国内法違反の事例

- ・ フランダース地域

フランダース地域廃棄物公社（OVAM）からヒアリング：

2008年：259件のコントロールを実施。2件の違反。いずれも調書（PV）を作成。

2009年：269件のコントロールを実施。10件の違反。うち5件は調書（PV）を作成、他の5件は報告書（verslagen）を作成。

PVの場合は判事が制裁を決定。報告書の場合は罰金が課される。

- ・ ワロン地域

ワロン地域政府環境省からヒアリング

最近コントロールを開始したばかりで、まだ制裁を課すようなケースは発生していない。

c. RoHS 国内法違反の事例

連邦国民健康・食物連鎖・環境省（環境総局）の製品政策局チーフによると、RoHS 国内法違反については「制裁を受けた企業があったということまでは言えるが、それ以上は公開できない情報」とのこと。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

税関の役割は輸出入、トランジット時のコントロールで、特に WEEE などの廃棄物や中古製品の動きに注意する。問題があると思われる場合は、製品を税関でストップさせ、所轄当局に通知する。

税関への申告は電子化されている。税関内には、リスク分析を行う部署があり、電子申告をもとに CN コード（EU 合同関税品目分類表の関税コード）などからふるいにかけて、リスクのあると思われるもののコントロールを実施する。所轄当局の方から通報がある場合もある。

税関の役割はコントロールに限られ、コントロールの結果、問題のあるものについては、所轄当局に通知する。所轄当局が違反の有無を確認、処置を決める。

WEEE の場合は、ワロン地域、フランダース地域、ブリュッセル首都圏地域、連邦環境総局（DG Environnement）のいずれかに通知する。

a. 税関での検査、確認方法

RoHS については、税関は有害物質の含有量が規定内のものかどうかの検査は行っていない。ただ、製品の安全性に関する検査は実施されており、RoHS 対応はその対象となっている。

b. RoHS 対応違反時の対応

リスク分析に基づきコントロールが実施され、問題のある場合は、所轄当局の連邦保健省に通知する。同省が違反の有無を確認、処置を決定する。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担**

ビジブルフィーで、消費者が購入時に支払う。

② WEEE 回収率

RECUPEL は 2008 年度に住民 1 人当たり 8.15 kg の WEEE を回収。総計 8 万 6940 トンの WEEE を回収（前年比 7% 増）⁵。

③ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

技術産業複合セクター協会 (Agoria) の WEEE、RoHS 担当者へのヒアリングによると、製造者は、回収、リサイクルの分担金を RECUPEL に会費として納めるが、分担金は、ビジブルフィーとして消費者に転嫁されるので、メーカーの回収コストは相殺されゼロとなるとのこと。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点**① 個別企業の WEEE 対応事例**

ほとんどの企業が RECUPEL に加盟。4,000 社あまりが加盟しており、加盟率は 98~99% に達する。

⁵ [http://www.recupel.be/recupel/public/docs/pers/Communique de presse Recupel Resultats de Collecte 2008.pdf](http://www.recupel.be/recupel/public/docs/pers/Communique%20de%20presse%20Recupel%20Resultats%20de%20Collecte%202008.pdf)

a. ダイキン (DAIKIN EUROPE) の事例

Kaat WALLYN 氏 (Marketing Project Coordinator) からヒアリング :

- ・ 家庭用の空気清浄機については、RECUPEL のシステムを利用。
- ・ それ以外の業務用製品 (住宅設備用エアコン DX シリーズ、ヒートポンプ・エアコン、氷蓄熱ユニットなど) については、独自のプランを作成、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域、フランダース地域の所轄当局に提出。

これは、RECUPEL にこうした業務用製品の回収システムがなかったためでもあるが、ダイキンは ISO14001 の枠内で、自社が環境問題に熱心に取り組んでいる姿勢を示すための手段と考えている。また、新製品を購入すれば古くなった製品を回収しますというセールスポイントともなる。

ダイキンは毎年、上市した製品数 (+重量)、回収、処理した製品数、処理した物質の割合 (金属、プラスチックなど) といった情報を含む報告書を 3 つの地域にそれぞれ提出している。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境問題は地域の権能であることから、3 地域でそれぞれ法律が作られ、内容が異なる場合がある。例えば、ワロン地域とブリュッセル首都圏地域の WEEE 回収目標は住民 1 人当たり 4 kg なのに対し、フランダース地域では 8.5 kg となっている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

連邦経済省のホームページにヘルプデスク以外の相談窓口 (consulting、IT-systemes、laboratories) が紹介されており⁶、WEEE、RoHS、REACH を含む環境問題関連のコンサルタント会社がピックアップされている。

6

http://economie.fgov.be/fr/entreprises/domaines_specifiques/Chimie/REACH/REACH_Evenements_prestataires_services/index.jsp